

国家
資格

介護福祉士 修学資金貸付制度の ご案内

介護福祉士資格取得のための学費を無利子で貸付します！
養成施設卒業後、県内で介護等業務に5年間従事した場合、
全額返還が免除されます!!(在学中及び介護等業務就労中は返還を猶予します。)

あなたを
応援する
**3つの
ポイント**

point2

無利子で貸付

point1

貸付額

164万円

(2年修学の養成施設の場合)

月額5万円、
入学／就職準備金 各20万円
国家試験受験対策費 4万円

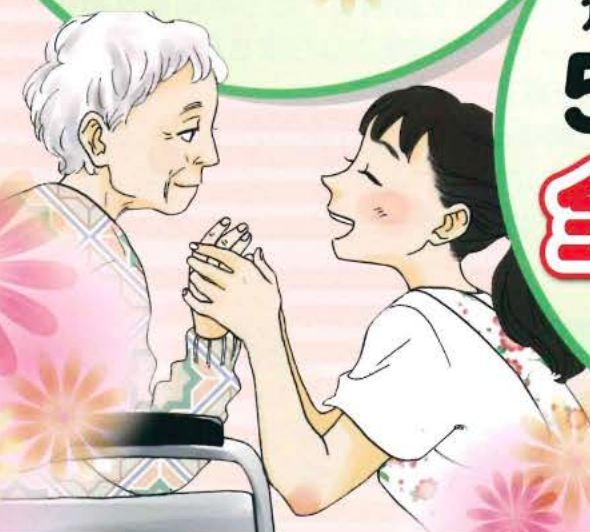


介護等業務に

point3

5年間勤務で

全額返還免除



貸付対象

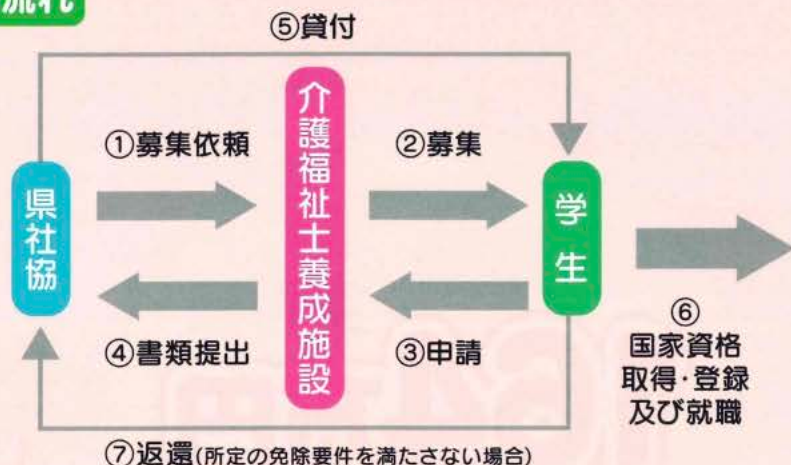
以下のすべての条件に該当する方

- 介護福祉士養成施設に在学している方
※県外の養成施設の場合は栃木県在住又は入学の前年度に栃木県に在住していた方に限ります。
- 卒業後、栃木県内で介護等業務に従事する意思がある方
- 養成施設の修学に関し、他の国庫補助による貸付、離職者訓練制度等を活用していない方。

貸付内容

- 貸付額／月額5万円
入学準備金(1年次)・就職準備金(最終学年)／各20万円
国家試験受験対策費(最終学年)／4万円
- ※この他、要件を満たす場合には、別途生活費加算が受けられます。
- 利 子／無利子
- 貸付期間／養成施設の正規の修学時間

貸付の流れ



栃木県内の社会福祉施設等

■返還免除

養成施設を卒業し、介護福祉士資格取得(登録)後1年以内(国家試験不合格の場合3年以内)に栃木県内において介護等業務に従事し、引き続き5年間当該業務に従事した場合

返還の免除

養成施設を卒業し、介護福祉士資格取得、登録後1年以内(国家試験不合格の場合3年以内)に栃木県内で介護等業務に従事し、引き続き5年間当該業務に従事したとき

返 還

返還の免除要件を満たさなくなった場合、返還となります。
返還期限内に返還されない場合には、延滞利子を徴収します。

申 込 み

- 申込時期／4月中旬～5月上旬
- 申込方法／入学した養成施設にて貸付申請書を配布しますので、必要書類を添えて養成施設に提出してください。

国庫補助による貸付制度等(生活福祉資金(教育支援資金)、母子寡婦福祉資金修学資金、離職者訓練制度等)を活用している方は、申請対象となりません。

貸付は、栃木県社会福祉協議会の審査を経て決定します。

生活保護受給世帯の方(または、これに準ずる経済状況にある世帯の方)は、通常の貸付内容に加え、養成施設在学中の生活費として使うことができる貸付資金の上乗せを申請することができますので、入学前に下記にご連絡ください。

お問い合わせ先

栃木県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター

〒320-8508 栃木県宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ3F TEL 028-643-3300

<http://tochigikenshakyo.jp/jinzai/kashitsuke.html>

